Ａ６　運動型通所サービス（基準緩和）　サービスコード表

令和６年４月～

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	1211	運動型通所サービスⅠ	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合		事業対象者・要支援１	1438　単位	1,438	1月につき
A6	1212	運動型通所サービスⅠ・日割				47　単位	47	1日につき
A6	1221	運動型通所サービスⅡ			要支援２	2896　単位	2,896	1月につき
A6	1222	運動型通所サービスⅡ・日割				95　単位	95	1日につき
A6	C221	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１		-14	1月につき
A6	C222	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき
A6	C223	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			要支援２		-29	1月につき
A6	C224	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき
A6	D221	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１		-14	1月につき
A6	D222	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき
A6	D223	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ			要支援２		-29	1月につき
A6	D224	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき
A6	8110	運動型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%　加算		1月につき
A6	8111	運動型通所サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の　5%　加算		1日につき
A6	6125	運動型通所サービス同一建物減算１	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に運動型通所サービスを行う場合		事業対象者・要支援１	376　単位減算	-376	1月につき
A6	6126	運動型通所サービス同一建物減算２			要支援２	752　単位減算	-752	
A6	5622	運動型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47　単位減算	-47	片道につき

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	8004	運動型通所サービスⅠ・定超	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1438　単位	定員超過の場合 ×　70%	1,007	1月につき
A6	8005	運動型通所サービスⅠ・日割・定超			47　単位		33	1日につき
A6	8014	運動型通所サービスⅡ・定超		要支援２	2896　単位		2,027	1月につき
A6	8015	運動型通所サービスⅡ・日割・定超			95　単位		67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	9004	運動型通所サービスⅠ・人欠	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援１	1438　単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×　70%	1,007	1月につき
A6	9005	運動型通所サービスⅠ・日割・人欠			47　単位		33	1日につき
A6	9014	運動型通所サービスⅡ・人欠		要支援２	2896　単位		2,027	1月につき
A6	9015	運動型通所サービスⅡ・日割・人欠			95　単位		67	1日につき

【静岡市独自の運用】
運動型通所介護相当サービスⅡは、要支援２の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援１の方は利用できません）